ジュエリーおよび貴金属製品の素材等の表示規定

2023 年度改訂版

一般社団法人日本ジュエリー協会

目　次

【はじめに】 1

【表示法】

１．表示法

（１）表示の原則. 1

（２）例外および適用外の表示 2

（３）表示の方法. 2

２．貴金属の種類および表示

（１）貴金属の種類と記号 2

（２）漢字表記. 2

３．貴金属品位とその区分・表示法

（１）純度と品位. 2

（２）JIS による貴金属の品位区分 3

（３）金合金の品位表示法 3

（４）銀の表示法. 3

（５）純金属の純度と表示法 4

（６）杢目金、紋様材の表示 4

（７）赤銅等金属合金の表示 4

４．色の表示 4

５．複数素材の集合による製品の表示

（１）複数素材を寄せた製品の表示 5

（２）非貴金属の機能部品の表示 6

６．中空製品の表示

（１）外側層で完全に覆われている中空の製品の表示 6

（２）内部に異素材が充填された製品の表示 . . . 6

７．宝石の種類と質量の表示

（１）宝石の種類別の記号 6

（２）宝石の質量の単位と数値 6

（３）宝石の計測器と計測法 6

（４）宝石の表示質量の値 6

（５）中石と脇石の表示 7

８．商標・ブランド・生産者マーク等の表示 . . . 7

９．原産国の表示

（１）原産国と産出国の定義 7

（２）原産国の表示. 7

（３）ジュエリーの原産国を決定する工程 8

（４）主となる宝石の産出国が明確である場合の表示 8

（５）連のネックレスの表示 8

（参考）不当景品類及び不当表示防止法「商品の原産国に関する不当な表示」 9

１０．リングサイズの表示

（１）リングサイズの測定法 10

（２）リングサイズに対応するサイズ棒の直径および許容差 10

（３）リングサイズの表示法 11

１１．ニッケルフリーの表示 11

１２．めっきの表示

（１）貴金属製品のめっき表示 11

（２）めっき仕上げの表現 11

（３）めっきの表示記号 12

（４）イオンプレーティングの表示記号. 12

（５）めっきの厚みの表示記号 12

１３．張りの表示

（１）金張りの表示の記号 12

（２）銀、プラチナの張り合わせ素材の表示 . . 13

１４．品位区分規格

（１）ISO9202 の品位区分. 13

（２）JIS H6309 の品位区分. 13

（３）造幣局の検定品位区分 14

（４）CIBJO の標準品位 14

【宝石・貴金属以外の表示】

１５．合成ダイヤモンドの呼称、表記および刻印

（１）合成ダイヤモンドの呼称、表記. 14

（２）合成ダイヤモンドの製品への刻印. 14

（３）合成ダイヤモンドのルースへの刻印. . . . 14

１６．非貴金属とその合金 15

【はじめに】

この表示規定は、一般社団法人日本ジュエリー協会（JJA）がジュエリーおよび装飾用に供される貴金属素材等の表示法を定めたものである。消費者がジュエリーを購入するにあたって合理的な商品選択ができるよう、的確な情報伝達を目的として作成した。

1．ジュエリー（宝飾品）とは、宝石と貴金属およびその合金を用いた装身具をいう。
2．宝石には美しさ、希少性、耐久性をそなえた、天然鉱物宝石および有機質からなる宝石がある。
3．貴金属とは、金、白金（プラチナ)、パラジウム、ロジウム、ルテニウム、イリジウム、オスミウム、銀の８種の元素の単体をいう。

【表示法】

１．表示法

(1) 表示の原則

① ジュエリーおよび貴金属製品に用いる貴金属地金には、質量比率の高い「主たる貴金属（主金属)」の種類と品位を本体に表示すること。

② 中空または内部に異素材を充填した製品の表示は、別途定める「６．中空製品の表示」による。

③ 主金属に続き、質量比率の低い従金属を表示する場合においても、成分の質量比率が高い主元素を表示する基本原則を適用する。

従金属は、主金属に続いて（　）内に元素名のみを表示する。

【例】銀 900 ‰（パーミル）とプラチナの二元合金

・Ag のみを表示する場合　　Ag900

・Pt を続けて表示する場合　Ag900(Pt)

※銀合金（銀製品）と表示することは可能。プラチナ合金（プラチナ製品）と表示してはいけない。

【例】銀 950 ‰（パーミル）とパラジウムの二元合金

・Ag のみを表示する場合　　Ag950

・Pd を続けて表示する場合　Ag950(Pd)

④ プラチナ 850‰未満の純度の製品をプラチナ製品(プラチナジュエリー)と表示してはならない。

(2) 例外および適用外の表示

① 金およびプラチナ製品で造幣局品位証明刻印のある製品は、主たる貴金属の種類並びに品位の表示を略することができる。

② 銀製品で造幣局品位証明刻印のある製品は、品位の表示を略することができる。ただし品位 999 の銀製品には、造幣局品位証明刻印に続けて Ag、SV、SILVER など銀であることを表示することが望ましい。

③ アンティークジュエリー、歴史的なジュエリーおよびナゲットを用いたジュエリーには本体に品位が刻印されていないものがある。

(3) 表示の方法

表示は長時間の使用後も読み取り可能なように、次の加工方法で行う。

加工対象	加工方法
製品本体への加工	打刻、彫刻、レーザー、印刷
原型・金型・ワックスへの加工	打刻、彫刻

2．貴金属の種類および表示

(1) 貴金属の種類と記号

貴金属の種類、表示には原則、元素記号を用いる。

元素	記号	元素	記号	元素	記号	元素	記号
金	Au	銀	Ag	プラチナ	Pt	パラジウム	Pd
ロジウム	Rh	イリジウム	Ir	ルテニウム	Ru	オスミウム	Os

プラチナ製品の表示にはかつて Pm が使われていたが、現在は使われていない。

(2) 漢字表記

① 「金」または「金製」、「白金」または「白金製」の表示で品位を併記しない場合は品位 999 でなければならない。

② 「銀」の表示で品位を併記しない場合は品位 925 以上、「銀製」の表示で品位を併記しない場合は品位 800 以上でなければならない。

3．貴金属品位とその区分・表示法

(1) 純度と品位

① 純度は、貴金属合金中に含まれる該当する貴金属の含有率で、千分率‰（パーミル）で表す。
（750‰など）

② 品位とは、貴金属合金中に含まれる該当する貴金属の最低含有率（純度）をいう。元素記号と質量千分率との一体で表す。この場合、千分率を表す‰は表示しない。
（Au750 など）

(2) JISによる貴金属の品位区分

① JIS H6309:2022は貴金属の品位を以下のように区分している。

金	999	990	916	833	750	585	416	375	333
白金（ﾌﾟﾗﾁﾅ）	999	990	950	900	850				
銀	999	990	958	950	925	800			
パラジウム	999	990	950	500					

② JIS規格の金の品位と純度の関係

【例】 ＜品位＞ ＜相当する金の純度＞

Au750 750‰以上833‰未満

Au833 833‰以上916‰未満

Au916 916‰以上990‰未満

(3) 金合金の品位表示法

① 金は、千分率の数値で表す場合、記号を省略することができる。ただし、金の元素記号を併記することが望ましい。

【例】品位のみ 999 750 585

望ましい表示 Au999 Au750 Au585

② 金および金製品の品位は千分率表示に替わり24分率の整数とKの記号との一体のカラット表示で表すことができる。

カラット	K24	K22	K20	K18	K14	K10	K9	K8
品位	999	916	833	750	585	416	375	333

（JIS H6309:2022）

※海外では、18K（18 カラット）のように、K を数値の後ろに表示することがあるが、原則的にはKは数値の前に置く。

※JIS H6309:2022 金の品位の千分率表示のうち、990 は該当するカラット表示がない。

(4) 銀の表示法

① 銀はSV、SilverまたはSILVERを用いることができる。その場合は品位を併記する。

【例】 Ag925 Silver925 SILVER925 SV925

ﾋﾟﾝｸｼﾙﾊﾞｰ Silver580(Cu) SILVER580PS

ｲｴﾛｰｼﾙﾊﾞｰ Silver450(Au) SILVER450YS

② SV、SilverまたはSILVERのみを用いる場合は、925‰以上の純度でなければならない。

③ 銀925の場合は、Agの元素記号を省略し、925の表示を用いることができる。品位925の銀合金はSterlingまたはSterling Silverの表示を用いることができる。

【例】 925 ⇒（望ましい表示） Ag925 Silver925 SV925

Sterling ⇒（望ましい表示） Sterling925

※スターリングは、品位 925 の銀合金である。特別な加工により硬くなるので、ジュエリーやテーブルウェア、調度品に多く用いられている。

④ スターリング以外の固有名詞のある銀合金は、元素記号と千分率の数値の一体で表す。

Britannia silver (ﾌﾞﾘﾀﾆｱｼﾙﾊﾞｰ) → Ag958 Silver958 SV958
coin silver (ｺｲﾝｼﾙﾊﾞｰ) → Ag900 Silver900 SV900
Dutch silver (ﾀﾞｯﾁｼﾙﾊﾞｰ) → Ag835 Silver835 SV835

(5) 純金属の純度と表示法

① 貴金属の純度表示には1000‰を用いてはならない。

② ジュエリー製品では、999‰以上の純度の製品に、最高品位を示す「純」を用いることができる。

純金	999‰以上の金 (Au999)
純白金　純プラチナ　純 Pt	999‰以上のプラチナ(Pt999)
純銀	999‰以上の銀 (Ag999)

※単一金属の 1000‰ (100%) は化学的、理論的に存在しないため、景品表示法によれば不当な表示となる。

(6) 杢目金、紋様材の表示

複数の貴金属を用いた杢目金、紋様材の表示は、次の通りとする。

① 同材質、同品位で色の異なる材料は、材質品位を表示する。

【例】Au750YG・PG・WG → Au750

② 同材質、異品位で色の異なる材料は、低品位の材料のみ表示、またはそれぞれの材質品位を併記する。

【例】Au750YG と Au585WG → Au585 または Au750 Au585

③ 異素材同士での材料は、それぞれの材質品位を併記する。

【例】Pt950 Au750 → Pt950 Au750

(7) 赤銅等金属合金の表示

ジュエリーの一部に使われる伝統的素材で、下表標準純度に近似する金属合金は、純度に関わらず表中の記号を表示することが望ましい。

名　称	貴金属の標準純度	記　号
赤銅 (烏銅・紫銅を含む)	50/1000 ‰	CUG または SHAKUDO　赤銅
四分一 (朧銀)	250/1000 ‰	QSV または QSilver　OBOROSV

4．色の表示

カラーゴールドの色を強調して表示する場合は、次表の記号を材質品位に連ねて表示する。

金合金	記号	割り金の例	表示の例
ホワイトゴールド（白色金）	WG	主にパラジウム等を割り金とした白色の金合金	K14WG Au585WG
イエローゴールド	YG	主たる割り金の銀銅比率が 4：6～6：4 程度の黄色みの金合金	K18YG Au750YG
グリーンゴールド（青金）	GRG	割り金の銀比率が高い、青みのある金合金	K18GRG Au750GRG
ピンクゴールド	PG	割り金の銅比率が高い、やや赤みのある金合金	K18PG Au750PG

＜カラーゴールドの定義＞

カラーゴールド名は、金合金の地金本体の色をもって称する。
表面のめっき、化学変化（酸化、硫化、塩化等）、塗装、張りなどの表面色をもって、カラーゴールド名を称することはできない。

したがって、色みのある金合金（ロジウムめっきとの色差⊿(デルタ)E14 を超える）にロジウムめっきをかけてホワイトゴールドと表示することは不当な表示である。
ホワイトゴールドには地金本体の色に近い白色めっきを表面に施すことを認めている。また白色めっきはロジウムめっきが一般的である。地金本体色と表面色が異なってはならないことから、地金本体色（ホワイトゴールド）と、ロジウムめっきの色差に許容範囲を設定し、⊿E14 以内とした。
色差の測色方法は、広く一般に利用されている CIELAB 方式（JIS K5600-4-6）を採用し、試料間の明度、彩度、色相の差を計算したものである。

５．複数素材の集合による製品の表示

(1) 複数素材を寄せた製品の表示

複数の素材、品位を用いた製品は、それぞれの素材ごとに品位を表示する。

【例】Pt900 と Au750 の製品
プラチナの部位に「Pt900」を表示
金の部位に「Au750」を表示

【例】Au750YG と Au750WG の製品
YG の部位に「Au750YG」を表示
WG の部位に「Au750WG」を表示

【例】Pt900 のペンダント本体と Pt850 のチェーンをまるかんで連結した製品
ペンダント本体に「Pt900」を表示
プレートなどチェーンの表記可能な箇所に「Pt850」を表示

※それぞれの材質の部位に表示することが不可能な場合は、表記可能な材質の部位にスラッシュで区切るなどして表示する。その場合、同一材質品位は省略できる。

(2) 非貴金属の機能部品の表示

① 機能上、部品の一部に非貴金属を用いることがあり、この場合の機能部品の材質表示は省略される。

【例】引輪のスプリング、キャッチ、タイタックの針、マグネット
クラスプのバネ

② 製品の重さは、基本的に非貴金属の部品の重さを除いて表示する。

６．中空製品の表示

(1) 外側層で完全に覆われている中空の製品の表示

外側の部分に貴金属の種類と品位にあわせ、[H] または［中空］を表示する。

【例】金 750 の製品の場合「Au750［H]」「K18［中空]」を表示

(2) 内部に異素材が充填された製品の表示

外側の部分に貴金属の種類と品位にあわせ、[weight] または［W］を表示する。

【例】Ag925 製品の置物　Ag925［weight］　Sterling［W］

７．宝石の種類と質量の表示

(1) 宝石の種類別の記号

宝石の種類を示す記号は次のとおりとし、必要がある場合、質量数値と共に表示する。この表に示さない宝石名の記号を用いる場合は、説明書等に解説を付す。

ダイヤモンド	D	エメラルド	E
ルビー	R	サファイア	S

※合成や模造のダイヤモンド、エメラルド、ルビー、サファイアの表示に、
上記の表の記号を用いてはならない。

(2) 宝石の質量の単位と数値

宝石の質量を表示する場合は、小数点以下第 2 位または第 3 位までの数値をカラット（ct）で表示する。その場合、ct 記号は省略することができる。

※宝石の質量を表示するカラット(ct)は、金の品位を表すカラットとは別で、
１カラットは 0.2 グラム、記号は ct で表す。

(3) 宝石の計測器と計測法

① 宝石の質量は、検定に合格した計量器を用い、実測により求めなければならない。

② 脇石や複数石の総重量は、ロットごとに計量器で実測することができる。

(4) 宝石の表示質量の値

表示する宝石の質量値は、実測値を超えてはならない。実測値を丸めて置き換える場合、切り捨て法を用いる。

(5) 中石と脇石の表示

① 中石の質量に脇石の質量を加えた質量を、一括して表示してはならない。

② 中石、脇石ともに表示する場合は、中石、脇石の順に表示する。

中石と脇石の質量が近似する場合、中石の質量値の前に（1）で示す宝石種の記号を付すことが望ましい。

【例】中石がダイヤモンド0.85ct で脇石がダイヤモンド0.80ct

D0.85　0.80

中石がルビー1.25ct で脇石がダイヤモンド1.50ct

R1.25　1.50

③ 記号の定めのない中石の場合は、脇石の質量値の前に（1）で示す宝石種の記号を付すことが望ましい。

【例】中石がパライバトルマリン1.55ct で脇石がダイヤモンド1.50ct

1.55　D1.50

８．商標・ブランド・生産者マーク等の表示

製品に商標、ブランド、生産者マーク、デザイナーズマークを表示することができる。

ただし、品位材質の表示と明確に区別できるよう表示する。

９．原産国の表示

(1) 原産国と産出国の定義

「原産国」とは、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。ここでいう「原産国」とは、原材料の産出国を示すものではない。

ジュエリーの製造・製作において「実質的な変更をもたらす行為」とは、本体の形態を実質的に決定する工程の作業を行うことである。

ここでいう「産出国」とは、宝石に限定した原材料を産出した国をいう。

(2) 原産国の表示

① 原産国は、製法ごとに定められた「原産国を決定する工程」に基づいて表示する。

② 消費者に誤認を与えないための表示として原産国表示を推奨する。

ただし、法律的には消費者に誤認を与える表示をしてはいけないということであって、原産国表示を義務付ける法的な規制はない。

(3) ジュエリーの原産国を決定する工程

<table>
<tr><th></th><th>アイテム</th><th colspan="2">製法</th><th>原産国を決定する工程</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">A</td><td rowspan="5">リング
ペンダント
イヤリング/ピアス/イヤカフ
ブローチ
タイ・ホルダー
カフ・リンク</td><td rowspan="6">単一の製法</td><td>手作り法</td><td>本体の形成工程</td><td rowspan="8">本体の形成後の仕上げや石留め、機能性金具の取付けは実質的な変更にあたらない</td></tr>
<tr><td>ロスト・ワックス・
キャスティング法</td><td>本体の鋳込み工程</td></tr>
<tr><td>プレス加工法</td><td>本体のプレス工程</td></tr>
<tr><td>切削加工法（カットリング）</td><td>本体の形成工程</td></tr>
<tr><td>エレクトリック・
フォーミング加工法</td><td>本体の母型めっき工程</td></tr>
<tr><td>B</td><td>ネックレス
ブレスレット
アンクレット</td><td>マシーン・メイド　チェーン</td><td>本体の製鎖工程</td></tr>
<tr><td>A・B</td><td>上記のすべてのアイテム</td><td rowspan="2">2つ以上の製法の組合せ</td><td>各製法パーツのアッセンブリー（ろう付などによりパーツ同士が結合している）</td><td>本体のアッセンブリー工程</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペンダントネックレス　等
（主従関係が拮抗した取り外しができるパーツの組み合わせで、本体が複数とみなされるもの）</td><td>各製法パーツの組み合わせ（パーツ同士が結合していない）</td><td>取り外したパーツ（ペンダントトップとチェーンなど）それぞれ本体とみなされる場合は、原産国は本体ごと各製法の原産国決定工程によって決める</td></tr>
</table>

(4) 主となる宝石の「産出国」が明確である場合の表示

主となる宝石の「産出国」が明確で「原産国」とは異なる場合は、主となる宝石の「産出国」を併記することが望ましい。

【例】

主たる宝石であるダイヤモンドがA国で産出され、B国でリング加工した場合

原産国　　B国

産出国　　A国

(5) 連のネックレスの表示

連のネックレスとは、ビーズ状の宝石等に糸やワイヤー等を通し連ねてクラスプ等の機能性金具を取りつけたもの。

① 機能性金具の取り付けは実質的な変更にあたらないため、原産国表示はしない。ただし、使用する宝石を産出した国が明確な場合は「産出国」を表示する。

② 複数の宝石を使用する場合は多い順に表示する。

【例】

A国で産出した宝石をB国で機能性金具を取り付けネックレスにした場合

宝石の産出国　　A国

（参考）

不当景品類及び不当表示防止法「商品の原産国に関する不当な表示」
（昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号）

① 国内で生産された商品についての次の各号に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

- 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類する表示
- 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示

② 外国で生産された商品についての次の各号に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

- その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。
- 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。

１０．リングサイズの表示

(1) リングサイズの測定法

リングサイズはサイズ棒を用いて測定する。

(2) リングサイズに対応するサイズ棒の直径および許容差

（JIS S4700：2022）

リングサイズ	直径（mm）	許容差（mm）
1	13.00	±0.02
2	13.33	±0.02
3	13.67	±0.02
4	14.00	±0.02
5	14.33	±0.02
6	14.67	±0.02
7	15.00	±0.02
8	15.33	±0.02
9	15.67	±0.02
１０	16.00	±0.02
１１	16.33	±0.02
１２	16.67	±0.02
１３	17.00	±0.02
１４	17.33	±0.02
１５	17.67	±0.02
１６	18.00	±0.02
１７	18.33	±0.02
１８	18.67	±0.02
１９	19.00	±0.02
２０	19.33	±0.02
２１	19.67	±0.02
２２	20.00	±0.02
２３	20.33	±0.02
２４	20.67	±0.02
２５	21.00	±0.02
２６	21.33	±0.02
２７	21.67	±0.02
２８	22.00	±0.02
２９	22.33	±0.02
３０	22.67	±0.02
３１	23.00	±0.02
３２	23.33	±0.02
３３	23.67	±0.02
３４	24.00	±0.02
３５	24.33	±0.02

※ジュエリー用指輪のサイズに関する規格である JIS S4700 は、2022 年に改正された。
これまで国内で一般的に使用されていたサイズ表記は、この改正により JIS 規格化された。

(3) リングサイズの表示法

指輪の直径（内径）をミリメートルで表した数値に対応する番号で表示する。
また、リングサイズを番号に続けて「号」または「番」を付けて呼ぶ場合もある。

【例】 1号 または 1番

１１．ニッケルフリーの表示

ニッケルを含有しないことを意味する「NF（ニッケルフリー)」を表示する場合、ニッケルを含まない故に安全であるという表現を付してはならない。ニッケルを含め、金、パラジウム、プラチナなど多くの金属イオンは、金属アレルギーの症状または発症の原因となることがある。

※ピアスイヤリングや体に穴をあけて用いる装身具のポストにはニッケル含有貴金属を使用しないものとする。上記以外におけるニッケル含有貴金属の使用は制限されない。

１２．めっきの表示

(1) 貴金属製品のめっき表示

① めっきの表示は、最表面の皮膜金属を表示する。

② 貴金属地金にめっき加工を施した製品には、貴金属表示に続けて、めっき記号を表示することが望ましい。

③ めっきの表示をしない場合の貴金属表示は、めっきの色をもって貴金属地金の色と誤認させる表示をしてはならない。

【例】 イエローゴールドの金750にロジウムめっき

K18 RHP または Au750 RHP と表示

K18WGは不可

色みのある（ロジウムめっきとの色差⊿E14を超える）金585に
プラチナめっき

K14 PTP または Au585 PTP と表示

K14WGは不可

(2) めっき仕上げの表現

めっき仕上げの製品をパンフレットや説明に用いる場合は、最表面のめっきの種類を示し、めっき仕上げ、めっき加工またはコーティングと表現する。

【例】ロジウムめっき製品 ⇒ ロジウムめっき仕上げ　ロジウムめっき加工
ロジウムコーティング
（不適切な表現）ロジウム仕上げ

プラチナめっき製品 ⇒ プラチナめっき仕上げ　プラチナめっき加工
プラチナコーティング
（不適切な表現）プラチナ仕上げ

金めっき製品　　⇒　金めっき仕上げ　金めっき加工
ゴールドコーティング
（不適切な表現）金仕上げ

(3) めっきの表示記号

めっきの種類	記号	めっきの種類	記号
金めっき	GP	ホワイトゴールドめっき	WGP
ロジウムめっき	RHP	プラチナめっき	PTP
黒色ルテニウムめっき	BRUP	銀めっき	AGP
クロムめっき	CRP	ピンクゴールドめっき	PGP
黒色クロムめっき	BCRP	ルテニウムめっき	RUP

【例】　Ag950 に金めっき　　Ag950 GP

(4) イオンプレーティングの表示記号

イオンプレーティングは、めっき記号「P」を「IP」に置き換えて、めっき記号と同様の表示とする。

【例】　金イオンプレーティング　　GIP
銀イオンプレーティング　　AGIP
チタンイオンプレーティング　　TIIP

※イオンプレーティングとは、イオン化した金属を被加工物に蒸着させる表面処理をいう。

(5) めっきの厚みの表示記号

めっきの厚みを表す場合は、最小の厚みのμ（マイクロ）mの数値を記号の後に付す。

【例】3μmの金めっき　　GP 3μm

１３．張りの表示

(1) 金張りの表示の記号

台地金に金合金の薄板を張り合わせた素材は、次の記号を用いて表示する。この場合の台地金が貴金属の場合は共に表示する。

※金張りの数値は、厚みではなく材料の質量比を表している。

・GF（Gold Filled）：張り合わせた金合金の質量比が 20 分の 1 以上の素材
・RG（Rolled Gold）：張り合わせた金合金の質量比が 20 分の 1 未満の素材

【例】

・銀 950 台地金に質量比 10 分の 1 の金 750 の板を張った素材
Ag950 1/10K18GF
・黄銅の台地金に質量比 30 分の 1 の金 585 の板を張った素材
Au585RG

※RG の区分が明確であれば、質量比（分数）を略すことができる。

＜質量比 1/20 以上の金張りを漢字表記する場合＞

・純銀の台地金に質量比 20 分の 1 の金 750 の板を張った素材

純銀 18 金張り

(2) 銀、プラチナの張り合わせ素材の表示

台地金に銀合金、プラチナ合金の薄板を張り合わせた素材は、質量比に関わらず、次の記号を用いて表示する。

・Ag（品位）F　　台地金に銀の薄板を張った素材

・Pt（品位）F　　台地金にプラチナの薄板を張った素材

【例】

・Ag950 の台地金に質量比 1/20 の Pt900 の薄板を張った素材　Ag950 1/20Pt900F

・ステンレス鋼の台地金に Pt900 の板を張った平打ちリング　SUS Pt900F

１４．品位区分規格

(1) ISO9202 の品位区分（ISO9202：2019）

金	プラチナ（白金）	パラジウム	銀
999	999	999	999
990	990	990	990
916	950	950	958
750	900	500	925
585	850		800
417			
375			
333			

(2) JIS H6309 の品位区分　（JIS H6309：2022）

金	プラチナ（白金）	パラジウム	銀
999	999	999	999
990	990	990	990
916	950	950	958
833	900	500	950
750	850		925
585			800
416			
375			
333			

(3) 造幣局の検定品位区分

プラチナ（白金）	金	銀	コンビ	
			白金	金
999	999	999	999	999
950	916	950	999	750
900	750	925	950	750
850	585	900	900	750
	416	800	850	750
	375			

(4) CIBJO の標準品位

プラチナ	金	銀	パラジウム
999	999	999	999
950	986	925	950
900	916	835	500
850	750	830	
	585	800	
	416		
	375		
	333		

【宝石・貴金属以外の表示】

１５． 合成ダイヤモンドの呼称、表記および刻印

(1) 合成ダイヤモンドの呼称、表記

① 日本語での呼称・表記は「合成ダイヤモンド」とする。

② 英語での呼称・表記は「synthetic diamond」「laboratory-grown diamond」「laboratory-created diamond」のいずれかを使用する。lab-grown あるいは lab-created などの略語は用いない。

※合成石とは同種の天然石とほとんどあるいは全く同一の化学特性、物理特性、内部構造を有する、一部あるいは全体を人工的に生産した物質をいう。

(2) 合成ダイヤモンドの製品への刻印

製品への刻印は、「SYD または LGD」あるいは「合成ダイヤモンドであることが十分に認知されているブランド名やシンボル」を刻印する。

※「SYD」とは synthetic diamond の略称

「LGD」とは、GIA、FTC が認定している laboratory-grown diamond の略称

(3) 合成ダイヤモンドのルースへの刻印

① 表記可能なサイズ以上のルースには、「synthetic diamond(SYD)または laboratory-grown diamond(LGD)」あるいは「合成ダイヤモンドであることが十分に認知されているブランド名やシンボル」を刻印する。

※表記可能なサイズの目安は、0.18ct とする。

② ガードル表面やテーブル直下など「明白に認識可能な部位」に刻印する。

③ さらに、個体を特定可能とするための「シリアル No」を刻印することを推奨する。

１６． 非貴金属とその合金

銅（Cu）

独特の色調を有し、銀に次いで熱伝導性、電導性がよい。展延性もよく、貴金属合金の割り金として欠かせない。炭酸イオンの存在する湿った環境では緑色の緑青を生じる。殺菌性があることも知られている。

チタン（Ti）

灰色の硬い金属で、純粋なものは強い耐蝕性をもち、可塑性、加工性が大で、耐蝕材料の合金成分として広く用いられる。耐熱性があるが、700℃を超えると酸化膜が成長してぼろぼろになる。

鉄（Fe）

硬質で、延性、展性に富み、強磁性があり、赤熱すれば軟性となる。大気中で湿気を受ける時は錆を生じやすい。実用の鉄は少量の炭素を含み（鋼）、その含有量によって、様々な特性を発揮する。純鉄は錆びないといわれる。

黄銅（ｵｳﾄﾞｳ、ｺｳﾄﾞｳ）

基本的に銅、亜鉛の二元合金。さらに鉛、錫、アルミニウム、マンガン、鉄などを微量添加して、性質を改善し用途に合わせる。銅 58%～62%のものを六四（ロクヨン）黄銅、銅 68%～72%のものを七三（シチサン）黄銅と呼ぶ。一般に真鍮という。

青銅（ｾｲﾄﾞｳ）

銅を主成分として錫を含む合金。錫の量が少なければ十円硬貨（銅 95%、錫 1～2%、亜鉛 3～4%）にみられる純銅に近い赤銅色、多くなると次第に黄色味を増して黄金色となる。青銅は大気中で徐々に酸化されて表面に炭酸塩を生じながら緑青となる。

赤銅（ｼｬｸﾄﾞｳ）

金を 3～6%含む銅合金（銀を 1～2%加えることもある）で日本特有の合金。日本では古くから工芸品、銅像などに用いられ、硫酸銅、酢酸銅溶液などで処理すると青黒い色彩を出す。古くから紫銅・紫金（ﾑﾗｻｷｶﾞﾈ）、烏銅・烏金（ｳｷﾝ）などともよばれ重用された。

洋白

ニッケル、銅、亜鉛、微量の鉛の合金。銀白色を呈し、耐疲労性、耐蝕性に優れ、銀に似た色調や加工性のよいことから、銀の代用品として、装身具、眼鏡、洋食器などに、また水晶振動子キャップに使用される。洋銀ともいい、英語ではジャーマンシルバー、ニッケルシルバーと呼ばれ、銀の一種と間違われやすい。ニッケルの割合によって銅赤色、淡緑色の色調がある。

ジュエリーおよび貴金属製品の素材等の表示規定

制定　2005年11月12日
改訂　2008年 7月11日
改訂　2012年 7月13日
改訂　2018年 3月30日
改訂　2023年11月 1日
改訂　2024年 2月22日

一般社団法人日本ジュエリー協会
〒110-8626　東京都台東区東上野2-23-25
TEL　03-3835-8567　　FAX　03-3839-6599
URL　https://jja.ne.jp　　E-mail　info@jja.ne.jp